

ワクチンの職域接種について

ワクチン接種について、職域接種が始まっております。職域接種について簡単にご紹介します。（厚労省資料抜粋）

<職域接種>

1. 職域接種とは

- (1) 地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において職域単位での接種を可能とする。
- (2) 医療従事者や会場などは企業や大学等が自ら確保し、自治体の接種事業に影響を与えないこと。

2. 実施要件

- (1) 医師・看護師等の医療職の他、会場運営のスタッフ等、必要な人員を企業や大学等が自ら確保すること。
また、副反応報告などの必要な対応を行うことができること。
- (2) 接種場所・動線等の確保についても企業や大学等が自ら確保すること。
- (3) 社内連絡体制・対外調整役を確保すること。（事務局を設置すること。）
- (4) 同一の接種会場で2回接種を完了すること、最低2000回（1000人×2回接種）程度の接種を行うことを基本とする。
- (5) ワクチンの納品先の事業所でワクチンを保管の上、接種すること。

3. 実施形態

○企業単独実施、○中小企業が商工会議所等を通じて共同実施 ○下請け企業、取引先を対象に含めて実施 ○大学等が学生も対象に含める 等も可能。

4. 優先順位

職域接種対象者の中で優先順位を踏まえて実施。高齢者、基礎疾患を有する者を優先的に接種。

5. 接種費用

職域接種も予防接種法に基づき行われるものであり、接種にかかる費用は同法に基づき支給される。

6. 接種券

接種券が届く前でも接種可能。接種券が発送された後は、企業や大学において本人から回収して予診票に添付、請求等を行う。

自治体は、標準的に6月中旬を目処に接種券の送付ができるよう、準備を進めていただきたい。

<Q&A>

Q1-1. 職域接種の対象を教えてください。（6月10日更新）

A. 企業であれば自社の従業員の他に、関連企業など、大学であれば学生なども対象にさせていただいてかまいません。

Q1-3. 接種券が届いていない人も接種できますか？（6月10日更新）

A. 接種券を受け取っていない方も職域接種の対象です。接種券が届いていない方の場合、予診票に記載した住所・氏名・生年月日等を本人確認書類により確認し、予診票は後日被接種者が接種券を持参するまで企業・接種医療機関等において保管してください。

Q1-4. 近隣住民も接種対象に含めてもいいですか？（6月17日更新）

A. ①企業・大学等が個人情報管理する必要があること②企業・大学等が接種対象者の2回目接種まで実施できる体制を整備する必要があることなどを踏まえて、接種対象者について慎重に検討して下さい。

労働保険・社会保険・人事労務・年金等について疑問や悩み、相談がありましたら
長谷部 崇 まで お問い合わせください。

☎ 018-893-5385 📠 018-893-5386

✉ arcept-th@clear.ocn.ne.jp

ホームページ <http://hasebe-sr.com/>

